四万十町子育て家庭ショートステイ事業のご案内

保護者が疾病その他の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設等に利用いただけます。

【対象者】

本町に住所を有し、かつ次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等

① 児童の保護者の疾病
② 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上または精神上の事由
③ 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
④ 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
⑤ 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合
⑥ その他、町長が特に必要と認めた場合。ただし、買い物や私的旅行等保護者の恣意的な理由によるものは対象となりません。

【利用の制限】

次のいずれかに該当する場合、利用することができません。

医療機関に入院させるべき児童、特別な介護・看護を要する児童

【利用期間】

原則として７日以内

【実施施設】

児童養護施設　若草園　（四万十市）

※施設の定員等により、受け入れ困難な場合があります。

【利用料金（日額）】

		２歳児未満児	２歳以上児
生活保護世帯		０円	０円
町民税非課税世帯	ひとり親	０円	０円
	ひとり親以外	１，１００円	１，０００円
その他の世帯		５，３５０円	２，７５０円

【利用の申し込み】

利用を希望する場合は、利用申請が必要になります。申請後、内容を審査のうえ、利用の要否を決定します。希望する場合は、担当課へご相談ください。

【問い合わせ先】　本庁　健康福祉課　電話 22-3115
大正地域振興局　町民生活課　電話 27-0112
十和地域振興局　町民生活課　電話 28-5112